平成２２年（フ）第６２６号
相模原市中央区清新６丁目２番１号　サトウハイツ206号
債務者　武田　京子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２７号
相模原市中央区清新２丁目４番18号　フロレスタ相模原302
債務者　水田　　駿
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２９号
相模原市中央区矢部新町１番８―304号
債務者　菅谷　和代（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６５６号
相模原市中央区千代田５丁目12番４号　メゾン千代田102
債務者　武藤　千鶴（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６号
熊本県天草市五和町御領6099番地１
債務者　花田　秀幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第５１５号
静岡県浜松市南区安松町１番地の５　南陽ホームズ402
債務者　杉本サンドラことロペス　サンドラこと　スギモト　サンドラ　レジナ　ロペス
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７２９４号
大阪市東成区中本５丁目27番３―701号
債務者　藤井榮美子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３５号
大阪府門真市本町12番27号
債務者　石井　信一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０７号
大阪市東住吉区湯里５丁目６番４号　コーポシーダⅡ205号
債務者　内村　和由
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６１号
岡山市南区豊成１丁目11番20号
債務者　岡﨑　茂樹
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４９号
岡山県倉敷市山地807番地60
債務者　矢田　芳文
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１０号
岡山市南区富浜町４番８号　マリート富浜２―205
債務者　岡部　圭佑
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０１号
相模原市中央区上溝2548番地１　プリンセスコーポ103号
債務者　瀧本　　亨
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０２号
沖縄県うるま市与那城照間1189番地
債務者　兼城奈緒美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２２２号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目９番23号　レジデンスＳＨＯＥＩ506号
債務者　渡久山玲子（旧姓屋嘉部・田名）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部